

建築基準法第77条の28の規定による国土交通省令で定める事項の揭示

指 定 確 認 検 査 機 関 票	
この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と業務の内容を示しています。	
指定の番号	石川県知事 石川県指令建 第3329号
指定の有効期限	令和6年11月19日から令和11年11月18日まで
機関の名称	一般財団法人 石川県建築住宅センター
主たる事務所の住所	石川県金沢市幸町12番1号 電話番号(076)262-6543
代表者氏名	理事長 畝本 秀一
業務区域	石川県全域
指定区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号第2号及び第9号から第14号までに規定するものの一部
取り扱う建築物等	業務区域の全域で、次の各号に掲げる建築物(床面積の合計が300㎡以内で、かつ階数が2以下のものに限る)を確認検査対象とする。ただし、構造計算書の審査を必要とする建築物は除く。 (1) 法第6条第1項第2号に掲げる建築物(原則として同条第3号に掲げる区域内の建築物に限る)及び同条第3号に掲げる建築物で、主要用途が住宅(木造軸組工法によるものとし、共同住宅及び住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるものを除く)及びこれに付属する車庫、物置等の建築物 (2) 工事種別は、新築、増築、改築及び移転
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査、仮使用認定